

令和 7 年 4 月 14 日

会員各位

桜台自治会
会長 久保田 巖

自治会費納入のお願い

令和 7 年 (2025 年度) の自治会費 **ゆうちょ引落日** は、以下のとおりです。

納入方法	引落日	再引落日
年払い (5 月)	5 月 8 日	5 月 22 日
半期払い (5 月)	5 月 8 日	5 月 22 日
(10 月)	10 月 9 日	10 月 23 日

1 回目に残高不足で引落しが出来なかった方の為に、再引落日を設けております。**再引落日の前日まで**に口座への入金をお願いします。尚、再引落日後、入金が確認できなかった方は、自治会事務局へ現金で納入をお願いします。

現金納入の方 (自動払込み手続きをされていない方) は、4 月中に自治会事務局までお支払いをお願いします。

・半年分 3,000 円、1 年分 6,000 円です。

自治会館は土曜日、日曜日も開館しております。

開館時間 (4 月～10 月) 月～金 午前 9:00～12:00、午後 1:00～5:00

土・日・祝日 午前 9:00～12:00、午後 2:00～5:00

最近、現金納入者が増えており、桜台郵便局で自動払込み手続きをして頂くと現金取扱業務の効率化に繋がります。自治会費徴収に役員さんの負担も大きくなっていますので、ご協力をお願いします。
前年度会費未納者は、併せて納入をお願いします。

以上